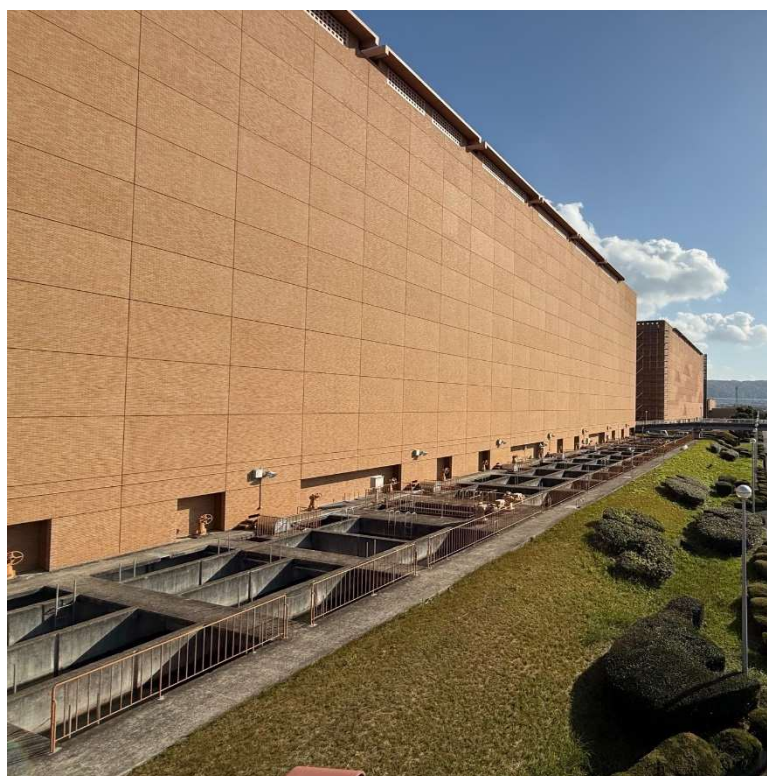




大阪広域水道企業団

令和8年度

大阪広域水道企業団水質検査計画



目次

はじめに	1
I 共通編	2
II 水道用水供給事業編	8
III 水道事業編		
III-1 岸和田水道事業編	43
III-2 八尾水道事業編	61
III-3 富田林水道事業編	72
III-4 柏原水道事業編	83
III-5 高石水道事業編	96
III-6 藤井寺水道事業編	105
III-7 泉南水道事業編	117
III-8 四條畷水道事業編	130
III-9 大阪狭山水道事業編	138
III-10 阪南水道事業編	149
III-11 豊能地域水道事業編	159
III-12 忠岡水道事業編	171
III-13 熊取水道事業編	179
III-14 田尻水道事業編	188
III-15 岬水道事業編	194
III-16 太子水道事業編	207
III-17 河南水道事業編	218
III-18 千早赤阪水道事業編	228
IV 参考資料	240

はじめに

- 大阪広域水道企業団は、それまでの水道用水供給事業に加え、市町村との水道事業統合により、平成 29 年 4 月から四條畷市、太子町、千早赤阪村、平成 31 年 4 月から泉南市、阪南市、豊能町、忠岡町、田尻町、岬町、令和 3 年 4 月から藤井寺市、大阪狭山市、熊取町、河南町、令和 6 年 4 月から能勢町、さらに令和 7 年度からは岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市、高石市の区域における水道事業を開始しました。この水質検査計画は、水道用水供給事業と 19 市町村の 18 水道事業を対象とし、令和 8 年度に行う水質検査の基本方針や実施方法を示すものです。
- 大阪広域水道企業団では、水道水の安全性の確保のため、「水道水源から浄水場、受水市町への受け渡し地点、そして 19 市町村の給水栓までの一貫した水質管理」を目標に掲げ、この計画に沿って水質検査を実施します。
- この水質検査計画は、共通編、水道用水供給事業編、水道事業編の 3 部構成としています。各事業で共通の項目を共通編に記載し、事業別に異なる項目を各事業編に記載しています。